

大学生の視点を生かした 効果的な消費者教育に向けて —行政と連携した消費生活学習会の実践—

日野 勝吾 Hino Shogo 淑徳大学副学長・コミュニティ政策学部教授
愛知県出身。(独)国民生活センター紛争解決委員会事務局勤務等を経て現職。社会法学(労働法、消費者法)を専門とし、主に公益通報者保護制度に関する研究等を進める。(特非)消費者市民サポートちば(適格消費者団体)副理事長等も務める

研究室(ゼミ)での消費者教育 に関する取り組み

淑徳大学は、建学の精神「利他共生」のもと、1965年に千葉市において社会福祉の単科大学として産声を上げ、現在は首都圏に4つのキャンパス、7学部13学科、2研究科、留学生別科を設置する総合大学となりました。私が所属するコミュニティ政策学部は、学際的な観点から、地域コミュニティに関する諸課題の解決に向けた具体的方策を研究することを目的としており、行政等と連携した参加型・双方向型の体験学習と、教室内での事前調査や体験学習の振り返りの双方を往還するサービスラーニング活動を通じて、多角的でより深い学修を進めています。

本学のルーツである社会福祉と、ゼミで展開している消費者問題は、親和性のあるテーマといえますし、地域に積極的に向いて実践的な活動を広げる学風は、ゼミで消費者教育を展開するうえで後見的な役割を担っています。

ところで、私のゼミでは、「大学生らしく、楽しく学び、消費者らしく、生活しよう」をモットーに、消費者問題の解決に向けた地域コミュニティの意義と役割を再認識しつつ、キャンパスを飛び出して積極的かつ^{どんよく}貪欲にアウトリーチ活動に取り組んできました。私がゼミを受け持って10年が経過しましたが、学生が主体性を持って自発的に「現場」から学ぶことを重視し、「千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業」(2017年度までは「消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業」) (以下、ネットワーク事業)等をとおして、多様な消費者教

育を実施してきました。

消費生活センターとの連携

今回ご紹介する「大学生のための消費生活学習会」(以下、学習会)は、これまで6年間にわたって、前述のネットワーク事業の一環として継続的に実施してきました。

この学習会は千葉市消費生活センターとの連携で実施しており、ゼミの課外学習として同センターに赴き、消費生活相談員からの講義と施設内見学をきっかけに始まりました。当時参加した学生の感想は今でも鮮明に記憶しています。

「消費者問題は教科書通りには解決できない。だからこそ、直接、消費者問題にかかわっている方から学びたい。そして、学んだ成果を他の学生に伝えていきたい」

こうした学生の声に後押しされながら、消費者行政職員との調整等を図り、最終的にネットワーク事業としての展開へと結び付けました。

なお、当時、妻が消費生活相談員として同センターにおいて勤務していたことも、追い風になったことを付言しておきたいと思います。

学習会の具体的内容と 得られた成果

学習会は、ゼミ生が直接、消費者行政職員や消費生活相談員の指導を受けて、千葉市内在住・在学の大学生・短大生等を対象に、①消費者法の基礎知識を習得し、消費者被害の解決手続等を理解する「基礎編」としての座学形式の講義(2回：各2時間)、②アクティブラーニングとして主体的・自発的に消費者トラブルの未然防止

写真 「実践編」の風景



を学ぶ「実践編」としてのワークショップ(2回：各2時間)を開催しました。「基礎編」及び「実践編」をすべて受講した学生には、千葉市長名の受講修了証(受講証明書)を発行し、学生の受講意欲を高める工夫をしました。こうしたカリキュラムもゼミ生が中心となってデザインしました。受講する学生が、学びたい内容を自ら選択したり提案するなどして計画を具現化するプロセスも、学びの重要な要素といえます。

その結果、消費生活相談員の資格取得をめざす学生が出始めたり、自主的な勉強会が立ち上がるなど、学習会を契機に、消費者問題に興味・関心を持つ者が継続的に学べる新たな学び合いの場へと発展していきました。

「基礎編」では、弁護士や消費生活相談員等からの座学形式による講義を中心に、消費者問題の基礎を学び、若者をターゲットとした消費者被害の実際を知り、傾向と対策を学びました。学生にとって、実務に精通する皆さんからの講義は新鮮なようで、私の講義以上に真剣に聴講し、活発に質疑応答がなされていました。

他方、「実践編」では「基礎編」での学びを踏まえ、「実効性のある若者向けの消費者教育の方法」をテーマに、ワークショップ型のディスカッション形式による討議を行いました(写真)。討議の結果、これまで消費者被害の未然防止に向けた動画(若者向け・高齢者向け)、ポスター(4種類)(図)、組み立て式三角POP、校内放送用音声を制作し、学生にとって消費者問題に関する学びの「インプット」と「アウトプット」の相互

図 制作したポスター(一部)



的作用を喚起させる企画としました。

また、学生間の学び合い・教え合いの機会を通じて、千葉市内の各大学・短大での自発的活動を促進させ、消費者問題が「学び続けられる」ネットワークづくりに資するものとなりました。

学生は消費者教育の「受け手」であり「担い手」

前記の周知啓発コンテンツは、学習会に参加した学生から自発的に「学生ならではの」企画提案がなされ、成果物完成に至るまで話し合い、楽しみながら取り組んでいました。こうした消費者教育の実践を通じて、学生が消費者教育の「受け手」であるとともに、他の学生に対して消費者教育を展開する「担い手」としての役割を担っており、学生全体の消費者力向上の一助につながるものと考えています。

学習会の成果は、国民生活センター主催の「全国消費者フォーラム」のほか、千葉県主催の「消費者フォーラム in 千葉」、千葉市主催の「消費者月間における消費者教育特別展示」等の機会を通じて学生自らが報告しています。学生が企画・運営した学習会の成果を自らの言葉によって、参加者の皆さんに伝えることも、学びの貴重な機会であると位置づけられます。

今後も、「学生ならではの」企画・運営を行う学生を、消費者教育の「受け手」であり「担い手」である貴重な人材(財)として温かく見守りながら、学生の消費者力向上のための活動を積極的にバックアップしていきたいと考えています。